

国民の財産であり、社会の情報基盤としての統計

～統計法案～

総務委員会調査室 ひらた よしつぐ
平田 佳嗣

はじめに

我が国の統計の基本法ともいべき統計法（昭和 22 年法律第 18 号）は戦後いち早く制定され、戦後の経済復興と高度成長に大きな役割を果たしてきた。しかし、その制定から 60 年が経過して、この間の社会経済情勢の変化に十分対応していないとの批判が高まり、その全部改正を内容とする統計法案が今国会に提出された。以下、その提出に至る経緯や法案の概要、課題等についてまとめた。

1. 戦後の復興と統計法の制定

戦後の復興には、正確な統計データをもとに計画的な再建が不可欠であるとの認識から、吉田茂内閣の下で「統計制度の改善に関する委員会（委員長：大内兵衛東京大学教授）」が設置され、昭和 21 年 10 月、答申がまとめられた。これを受けて、政府統計の総合調整を担う統計委員会の設置と統計機構の整備や、統計法の制定が進められ、その後、統計調査に対する国民の報告（回答）負担の軽減等を図ることを目的として統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）が整備された。

統計法は、戦前の反省から統計の政治的中立性が強く意識され、統計の真实性確保、統計調査の重複排除、統計の体系整備及び制度の改善発達をその目的とした。そして、国等が作成する国民生活に重要で国の基本政策決定に必要な統計を指定統計として、この指定統計調査に当たっては、国民に申告義務を課すとともに、統計報告調整法による承認統計調査（国の行政機関による 10 以上の個人・法人を対象とする「統計の報告徴集」）これ以外の届出統計調査の 3 つに区分して、調査内容の秘密の保護、目的外利用の原則禁止、調査票等の適正管理、結果公表の義務等、統計調査を中心として規律を定めている。

統計に関する組織は、各府省設置法と地方公共団体の条例で定められている。国の統計機構は、行政課題に対応した所管各府省が統計を作成する分散型システムを採用している。これは、所管行政に直結して機動的にきめ細かい統計が整備できる利点を持つ反面、統計の重複や欠落等が生じやすいという弊害が指摘されてきた。これらの弊害を防止するため総合調整を行う「司令塔」として、当初、内閣に統計委員会が置かれたが、数次の行政改革等により、現在ではその任務を総務省政策統括官（統計基準担当）と統計審議会が担っている。ただし、統計審議会は、平成 11 年に法執行型審議会に位置付けられたため政策提言を行う機能を持たなくなっている。なお、平成 15 年 4 月に独立行政法人化された統計センターが、国勢調査の製表（集計）を担当するほか、各府省が実施した統計調査の製表を受託している。

2. 社会経済情勢の変化と統計改革

〔変化への対応の遅れ〕 統計法が制定されて以来 60 年が経過しているが、この間に、統計制度自体の改革、改善につながるような積極的な改正は行われてこなかった。その後、社会経済情勢は大きく変化して、近年、時代の求める統計情報とのずれが指摘され、統計の構造改革の必要が叫ばれている。農林水産分野に較べて第三次産業、中でもサービス業統計は不十分であり、複数の省庁に所管が分かれるため縦割行政による統計の欠落もある。また、国民経済計算の基礎となる統計にも不足があるとして、分散型統計機構の限界を指摘する声もある。さらに、平成 17 年の国勢調査等で顕在化してきたが、国民のプライバシー意識の向上や統計に対する認識の低下、統計調査と誤認をさせ情報収集する「かたり調査」への警戒等から、調査をめぐる環境は厳しさを増している。オートロックマンションの普及や、在宅ワークなど企業実態が外からは把握できない事業所の増加は実査の対象捕捉を物理的に困難にし、事業所を対象とする統計に関しては、企業の総務部門の合理化等を理由に調査回答負担の軽減を求める声も根強い。利用者からは、公表が遅い、時代に即応していないなどの指摘があるほか、コンピュータ技術の進展から事業運営への統計利用も活発で、原データや過去データの公開、データ加工への要望も強い。さらに、統計は、社会の基盤となる情報として、行政の担当者や研究者等だけのものではなく、すべての国民の共有財産であるという考え方も徐々に定着し始めている。

〔政府部内の取組〕 このような変化への対応については、既に平成 7 年 3 月、統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」でも提起されていた。平成 11 年、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により統計審議会が法執行型審議会に再編され、諮問に対する調査審議・建議を通じて政策提言を行う機能を持たなくなってからは、各府省統計主管部局長等会議がこれに代わり、平成 14 年 6 月、申合せとして「統計行政の新たな展開方向について」をとりまとめている。以来、事業所母集団データベースや匿名データ、経済センサス（仮称）国民経済計算関連統計の整備等について政府部内で検討が進められてきた。しかし、これらの取組は、必ずしも制度改正につながっていくものではなかった。

〔抜本改革への契機〕 平成 16 年 5 月、経済財政諮問会議において、民間議員の吉川洋東京大学大学院教授が、農林水産統計などに偏った要員配置等を見直して、政府として構造改革の一つの試金石として統計改革に積極的に取り組むべきである旨の発言をしたことから、統計制度改革が取り上げられることとなり、これを受けて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 5 月、以下「基本方針 2004」という。）は、「既存の統計の抜本的な見直しと統計制度の充実」を課題とした。

〔政府統計の構造改革〕 そして、内閣府に「経済社会統計整備推進委員会」（委員長：吉川洋教授）が設置され、平成 17 年 6 月 10 日、同委員会は報告「政府統計の構造改革に向けて」を取りまとめた。これによれば、今日の統計は、第三次産業の拡大等産業構造の変化、調査環境の変化、統計情報の多様で高度な利用ニーズに十分対応しておらず、経済社会の実態を的確に反映したものになっていないとの認識に立ち、統計の「公共財」としての位置付け、加工統計を含む統計体系の整備、政府部内の「司令塔」機能の強化、

法制度の見直しを含む取組、が必要であるとした。具体的には、経済センサス（仮称）の早期具体化、国民経済計算関連統計の整備、サービス分野統計の検討、企業・家計における土地、建物、設備等のストック統計の改善等の統計整備が求められていると指摘した。また、統計制度については、基本計画に基づく統計体系の整備、「司令塔」機能の強化と統計組織体制の整備、行政記録の活用、統計情報の多様かつ高度な利用環境の実現、統計調査の民間委託、統計に関する法制度の見直しが必要であることから、本委員会の後継組織を設置して検討を進め、平成 18 年夏頃を目途に、基本的な方針・方向性について、明確な結論を得るべきであるとした。

〔法的整備の検討〕 この報告を踏まえて、「基本方針 2005」（平成 17 年 6 月）は、具体的に「統計整備に関する『司令塔』機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す」、「産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する」、「サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する」などとし、平成 17 年 9 月、経済社会統計整備推進委員会の後継委員会として、内閣府に「統計制度改革検討委員会」（委員長：吉川洋教授）が設置された。同委員会は、統計法制度を抜本的に見直すため、統計の体系的整備と「司令塔」機能の強化を中心に、平成 18 年 6 月 5 日、報告を提出した。また、平成 16 年 11 月、総務省政策統括官（統計基準担当）の下に「統計法制度に関する研究会」（座長：廣松毅東京大学大学院教授）が設置されていたが、「基本方針 2005」を踏まえ、内閣府における検討に並行して、統計調査の民間委託の推進及び統計データの二次的利用の促進の観点から、法制上の論点について検討が進められ、平成 18 年 6 月 5 日、同研究会は「報告書」をとりまとめ、公表した。

これらを受けて「基本方針 2006」（平成 18 年 6 月）は、「統計整備の『司令塔』機能の中核を成す組織を内閣府に置き、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会（仮称）として設置する」、「統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出」し、「統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する」旨を決定し、政府部内の検討を経て、統計法案（閣法第 34 号）が、平成 19 年 2 月 13 日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

3．統計法案の概要

統計法案は、現行の統計報告調整法を廃止し、統計法の全部を改正することにより、統計の基本法として一本化することとしている。

(1) 法の目的、基本理念及び基本計画

〔法の目的・基本理念〕 国、地方公共団体その他の公的な機関が作成する統計（以下「公的統計」という。）が、行政にとどまらず、事業者、国民の合理的な意思決定や研究活動等を支える重要な要素となっていることから、現行のように統計作成の際の規律に主眼を置くだけでなく、統計の提供や利用促進について整備を図る必要があるとして、法の直接目的を「公的統計の体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保」に改め、統計の体系的整備、中立性・信頼性の確保、国民の容易な入手と効果的な利用提供、秘密の保護等の統計の基

表 現行統計法・統計報告調整法と統計法案の比較

現行		統計法案	
統計法	統計報告調整法	統計法案	
【目的】真実性確保、重複調査排除、体系整備、制度改善発達 1		【目的】公的統計の体系的・効率的な整備及び有用性の確保、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上 1	
報告負担軽減、事務能率化(1)		基本理念 3...体系的整備、中立性・信頼性確保、国民利用への提供、秘密保護 基本計画の策定...統計委員会意見聴取、閣議決定要求 4	
指定統計... 総務大臣指定 2, 国勢調査 4 指定統計調査 3 規則制定の事前協議 3 申告命令と個人・法人の申告義務 5(拒否等に罰則 19) 要綱の事前承認 7 監査、改善勧告 9 統計官、統計主事 10 総務大臣が行う統計調査 11 統計調査員 12 立入検査、資料要求等の権限 13(妨害等に罰則 19) 実施者の行政機関等に対する協力要求 17 地方公共団体の指定統計調査事務処理 18 総務大臣の指定、承認権限の委任 18 の 3	届出統計調査... 政令指定、総務大臣に事前届出 8 承認統計調査(統計報告の徴集)... 国による 10 以上の個人・法人の調査(3) 総務大臣の事前承認(4) 承認の基準(5)...統計技術的合理性と他の承認統計調査との非重複承認・不承認通知(6) 承認番号の明示(7) 違反統計報告徴集の中止・変更(10) 報告調整官(13) 権限の委任(14)	基幹統計... 国勢統計、国民経済計算、総務大臣の指定 5-7 基幹統計調査 2 事前承認 9 承認基準 10 調査の変更・中止 11 不適合の措置要求 12 報告要求と個人・団体の報告義務 13(拒否等に罰則 60・61) 統計調査員 14 立入検査、質問、資料要求権限 15(拒否、妨害、忌避等に罰則 61) 地方公共団体の基幹統計調査事務処理 16 誤認表示等による情報取得の禁止 17(罰則 57) 調査以外の方法による基幹統計作成の事前通知 26	一般統計調査... 行政機関が行う基幹統計調査以外の統計調査 19 総務大臣の事前承認 19 承認基準 20 調査変更・中止 21 不適合改善要求 22 地方公共団体・独立行政法人等が行う統計調査... 地方公共団体の事前届出 24 独立行政法人等事前届出 25
結果の速やかな公表 16(公表前漏えい等罰則 19 の 2)		結果の速やかな公表、公表日等の公表、長期・体系的情報保存 8(公表前漏えい等に罰則 58)	結果の速やかな公表、長期・体系的情報保存 23
		総務大臣の事業所母集団データベース整備と利用 27 総務大臣の統計基準設定義務 28 行政記録情報の提供等協力要求 29, 30 総務大臣による基幹統計作成機関への協力要求 31	
		調査票情報の統計作成・調査名簿作成等への二次利用 32 行政機関等による統計作成等への調査票情報の提供 33 一般からの委託による統計作成(オーダーメイド集計)34 匿名データの作成及び一般への提供 35, 36 全部委託の場合の政令指定独立行政法人等への委託義務 37, 検討 附 17 手数料納付 38	
調査実施者の調査票等の適正管理義務 15 の 3 地方公共団体の調査票等の適正管理義務 15 の 4		調査票情報等の適正管理義務 39 調査票情報、匿名データの提供を受けた者、受託者・再受託者等の適正管理義務 42	
総務大臣承認以外の調査票の目的外使用禁止 15	調査票等の目的外使用禁止。ただし、匿名化による使用を妨げない。15 の 2	調査票情報、事業所母集団データベース情報、提供を受けた行政記録情報の目的以外の利用、提供の禁止 40	
統計調査の結果知られた個人・法人等の秘密の保護 14		業務に関し知り得た個人・団体等の秘密の漏えいの禁止 41 調査票情報、匿名データの提供を受けた者、受託者・受託従事者の秘密の漏えいの禁止 43(いずれの漏えいにも罰則 57)	
従事者等の秘密漏えい等に罰則 19 の 2		統計委員会を内閣府に設置 44-51	
(総務省組織令により、統計審議会が設置されている。)		総務大臣の行政機関等に対する資料・説明要求権 56 行政機関・独立行政法人等保有個人情報保護法の適用除外 52 国及び地方公共団体の調査研究、研修等の措置義務 53 総務大臣の公的統計の所在情報提供義務 54 総務大臣の法施行状況公表・報告義務と統計委員会の意見陳述権 55	
総務大臣の行政機関等に対する資料・説明要求権 16 の 2 行政機関・独立行政法人等保有個人情報保護法の適用除外 18 の 2、(12 の 3)		上記以外に、基幹統計作成従事者による統計結果の改ざん、調査票情報、匿名データの従事者、提供を受けた者、受託者等の不正目的による提供、盗用の罰則、国外犯を規定 57-62	
上記以外に、指定統計調査従事者による統計結果の改ざんに対する罰則を規定 19, 19 の 2			

(注)統計法・統計報告調整法と統計法案より作成。表中文末の数字は、条文を示し、()付の数字は、統計報告調整法の条文を示す。

本原則を「基本理念」として規定している。

〔定義〕 行政機関、独立行政法人等、公的統計、基幹統計、統計調査、基幹統計調査、一般統計調査、事業所母集団データベース、統計基準、行政記録情報、調査票情報、匿名データの各用語について、新たに定義規定が置かれている。

(2) 公的統計の体系的整備

〔基本計画〕 公的統計の整備に関する目標や具体的取組がこれまで政府全体で必ずしも共有されてこなかったことへの反省を踏まえ、時代のニーズに合った統計の整備を目指して総合的・計画的に推進するため、閣議決定を前提として原則5年ごとに、新たに基本計画を策定し、評価や国民の意見を反映することとしている。

〔基幹統計、一般統計、地方・独法等による統計〕 現行の指定統計、届出統計、承認統計の調査区分を廃止し、国の行政機関による基幹統計と一般統計、地方公共団体又は独立行政法人等（日本銀行等、特殊法人、認可法人を含む。）が行う統計調査に区分を変更することとした。基幹統計は指定統計に相当する位置づけとなっている。しかし、これまでは、例えば国民経済計算や消費者物価指数のように重要な統計であっても、統計調査以外の方法により作成された統計は指定統計に指定されてこなかった。基幹統計では、行政記録（業務統計）を用いて作成したもの、一次統計等を加工した加工統計により作成したもの、さらには複数の行政機関による別々の統計調査を最終的に一つの成果物とする統計についても、国民生活や政策運営に極めて重要な統計は、必要に応じて基幹統計に指定できるようにされている。そして、国勢調査に加えて、新たに国民経済計算についても法に規定して基幹統計として明確に位置付けるとともに、その中立性・客観性を担保するため、作成基準の公示義務等について定めている。

〔総務大臣の承認及び承認基準〕 基幹・一般統計調査について、品質確保や重複是正の観点から総務大臣が審査・承認を行うとともに、基幹統計調査の適正確実な実施を担保するため、調査対象者に対し報告義務を課し、基幹統計調査と誤認をさせる情報収集活動（「かたり調査」）を禁止する罰則等の規定を整備することとしている。

〔地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査〕 基幹・一般統計調査を国の行政機関が行う統計調査として区分されたため、地方公共団体と独立行政法人等が行う統計調査はこれらと区別され、政令で定める地方公共団体の長等又は独立行政法人等が、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないこととしている（以下「届出独立行政法人等」という。）

〔統計調査以外の方法により作成される基幹統計〕 行政記録情報を用いて又は一次統計等を加工した加工統計により基幹統計を作成することにより、回答者負担や予算・人員資源の節約が期待できる反面、本来別個の目的で得られた情報を活用し、加工することによって中立性・客観性等が損われる可能性が無いとはいえない。このような場合に、その作成方法等について総務大臣に事前に通知し、必要に応じて大臣が意見を述べることができる仕組みとすることにより、基幹統計としての品質を確保することとしている。

〔事業所母集団データベース〕 総務大臣は、統計調査の重複を是正し、公的統計作成の正確性・効率性の向上や報告者負担の軽減等を図るため、調査票情報の利用・照会等によ

って、事業所・企業を対象として、その名称、所在地、経営組織、業種、資本金、従業者数等を収録した共通の母集団情報のデータベース（「ビジネスフレーム」ともいう。）を整備して、公的統計調査の実施者に利用提供することとしている。

〔統計基準〕 統計が有用であるためには比較可能性を確保する必要がある、主要な分類等に関する基準を設け、各統計がこの統計基準に従うことでその実効性が確保できる。現行は統計基準について法律上の根拠規定が設けられておらず、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）」で指定統計調査、届出統計調査に関して標準産業分類等の使用を義務づける仕組みとなっている。法案では、総務大臣が公的統計の概念の統一を図り、事業者・国民がより利用しやすくするため、根拠規定を置き、統計基準を設定することとしている。

〔行政記録情報の活用〕 近年の統計調査を取り巻く環境の変化に対応し、例えば、建築届による建築着工統計等、行政機関が保有している情報（行政記録情報）を統計の作成に活用することができれば、統計調査の正確性・効率性の向上と調査対象者の報告負担の軽減を図ることができることから、調査実施者が行政記録情報の保有機関に対して利用目的等を明示して提供を求めることができることとする。また、基幹統計調査を円滑に実施するため、調査実施者は他の行政機関の長等関係者に対し協力を求め、又は総務大臣が他の関係者に対し基幹統計調査の実施者への協力を求めることができる仕組みを整備することとしている。

（3）統計データの利用促進と秘密の保護

〔調査票情報の二次利用〕 現行法は、紙ベースの調査票情報を念頭に、秘密の保護及び調査対象者の信頼の確保を図るため、総務大臣の事前承認を得て使用目的を公示した場合を除いては、指定統計作成のために集められた調査票を、その指定統計作成以外の目的に使用することを禁止し、目的外使用の承認についても厳格な運用が行われてきた。しかし、情報処理技術の発展は利用者の多様なニーズにこたえるデータ提供を可能にしており、報告者の秘密の保護を前提に、調査票情報の二次利用が認められれば、統計作成等の効率化や報告者負担の軽減にもつながる。改正案は、行政機関等が統計の作成・研究、統計調査のための名簿作成を行う場合に、自ら実施した調査票情報を利用でき、さらには省令で定める行政機関等その他これに準ずる者に調査票情報を提供できることとしている。なお、このような取扱いに当たって、守秘義務や統計作成目的外使用の禁止を徹底するため、罰則が強化されている。

〔オーダーメイド集計、匿名データの提供、全部委託、手数料〕 行政機関等は、総務省令で定めるところにより、業務の遂行に支障のない範囲内で、学術研究の需要等、一般からの委託に応じ、自身が実施した調査票情報を利用して統計の作成等を行うことができる（以下「オーダーメイド集計」という。）。また、行政機関等は、統計委員会の意見を聴いて、調査票情報に匿名化処理を施して匿名データを作成することができ、総務省令で定めるところにより、これを学術研究の需要等一般からの求めに応じ提供することができることとしている。さらに、行政機関等がオーダーメイド集計又は匿名データの提供に関する事務を全部委託するときは、政令で定める独立行政法人等に委託しなければならず、これ

らの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納めなければならないこととしている。

〔調査票等情報の適正な管理、利用制限〕 統計調査による調査票情報、事業所母集団データベース情報、行政記録情報、匿名データなど公的統計作成に用いられた情報については、その目的以外の目的に利用又は提供してはならない。これらの情報の取扱いに関しては、調査実施者のみならず、これらの業務の受託者及び再受託者も適正管理義務を負い、その従事する職員等は業務に関して知り得た個人又は法人等の秘密を漏らしてはならず、これらの業務の受託者及び受託従事者も同様に守秘義務を負うこととしている。

〔調査票情報等の提供を受けた者による情報等の適正な管理・守秘義務等〕 提供を受けた調査票情報及び匿名データの取扱いに関しては、提供を受けた者のみならず、その業務の受託者及び再受託者も適正管理義務を負う。提供を受けた調査票情報の取扱いに従事する職員等は、その業務に関して知り得た個人又は法人等の秘密を漏らしてはならず、これらの業務の受託者及び受託従事者も同様に守秘義務を負うこととしている。

(4) 統計委員会の設置

内閣府に、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等、法律の規定により権限とされた事項を処理する国家行政組織法第8条の審議会として、任期を2年とし、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員13人以内で組織する統計委員会を置くこととしている。委員長は互選により、関係行政機関の長に対し協力を求めることができるほか、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

(5) その他

〔行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外〕 公的統計調査により収集された個人情報については、これまでと同様に、行政機関個人情報保護法・独立行政法人個人情報保護法の適用を除外し、統計法により規律することとしているが、事業母集団データベースや提供を受けた行政記録情報の個人情報についても、今回新たに対象としている。

〔統計作成方法の研究、研修の推進等〕 国、地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する研究開発等の推進、人材確保等に必要研修を実施しなければならないこととする。

〔統計所在情報の提供、施行状況の報告・公表〕 総務大臣は、利用者の利便を図るため、インターネット等を通じ迅速に公的統計の所在情報を提供できるよう措置を講ずるほか、毎年度、法の施行状況について統計委員会に報告・公表しなければならないこととする。

〔罰則〕 秘密の保護を万全にするため、秘密漏えい等に関する罰則を指定統計調査から公的統計調査全体に拡大するとともに、統計調査の民間開放等にも対応するため、統計調査の受託者・同従事者に対する罰則についても規定を明確化し、強化することとしている。

〔施行〕 この法律は、公布から2年以内、基本計画の作成、統計委員会に関する規定等は、6月以内に、いずれも政令で定める日から施行することとしている。

おわりに

今回の改正は、産業構造の変化や厳しい調査環境を踏まえ、「行政のための統計」から

「社会の情報基盤としての統計」へという基本的視点に立って、放置すれば統計の重複や欠落等を生じかねない分散型統計機構の弊害を克服し、国民の統計利用環境を一層整備するとともに、人や経費等の資源の制約の中で、増大する統計への要請にこたえていくため、民間委託による統計作成も含めて、秘密の保護等規律を強化することにより、統計に対する国民からの信頼を引き続き確保していこうとするものであるといえる。

このようなことから、課題の第一は、内閣府に統計委員会を設置することによって、企図したとおり「司令塔」機能が十分に発揮され、分散型統計機構の弊害を克服していくことができるかにある。統計委員は非常勤にすぎず、統計委員会を内閣府に設置したとしても事務局は総務省政策統括官（統計基準担当）が担うとすれば、現状とどれだけ違いがある機能を発揮することができるか、疑問が生ずる。

第二に、民間委託への流れを促進することが、公的統計の信頼性にどのような影響を与えることになるか、懸念も残る。統計行政は、新規事業を次々と打ち出せるものではなく、また、それ自体に緊急性が見いだせるものではないことから、累次の行政改革の中で機構・人員・予算が逐次後退してきた歴史があり、その結果として今日の統計の実態があるのではないだろうか。

第三に、官民間問わず個人データ等の流出事故がしばしば報道されている。統計の場合、一旦国民の信頼を失えば、統計調査の回答への協力確保が難しくなる。罰則の強化だけでは、秘密の保護や目的外利用の禁止の徹底は十分でなく、適切な管理・監視の実施が重要となる。しかし、同時に国民利用のための提供促進を図る必要もある。これら方向性の異なる要請を具体的にどう両立させていくかが課題となるのではないだろうか。

第四に、今回の改正の基本的視点である「社会の情報基盤としての統計」とは、統計が国民の共通財産であることを意味するものである以上、利用者国民の声を広く聞く場を設けることが必要となるのではないか。

これまで、課題や問題意識を示してきたが、統計は、社会の姿を映す「鏡」、進むべき進路を示す「羅針盤」であり、社会のメカニズムを解明する「内視鏡」であるといわれている（経済社会統計整備推進委員会報告）。今回の制度改革によって、統計が継続的かつ十全にこのような機能を発揮する、その契機となるよう強く望んでいる。